

事業主の皆さまへ

定期健診（事業者健診）結果をご提供ください

協会けんぽ山口支部では、事業主の皆さまに対して生活習慣病予防健診、人間ドック健診ではなく定期健診（事業者健診）を受診された方の「健診結果」の提供をお願いしています。

健診結果をご提供いただくと以下のようなメリットがありますので、ご協力をお願いいたします。



健診結果を提供する3つのメリット！

① マイナポータル上で健診結果を確認できる！

過去5年分の健診結果をマイナポータル上で確認できます。また、マイナ保険証で医療機関を受診する際に、ご本人の同意のもと過去の健診結果をふまえた医療が受けられます。



医療の質の向上！

② 生活習慣の改善が必要な方へのサポートが無料！

健診結果において、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された40～74歳までの方に対して、保健師や管理栄養士が無料で生活習慣の改善のサポート（特定保健指導）をします。



特定保健指導についてはこちら▼



③ 健康保険料率の引き下げにつながる！

健診結果をご提供いただくことで、インセンティブ制度^(※1)の評価項目である「特定健診等の実施率」が向上し、山口支部の健康保険料率の引き下げにつながります。

(※1) 協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県支部ごとの「健康保険料率」に反映させるもの。



インセンティブ制度についてはこちら▼



健診結果提供の流れ

STEP
1

協会けんぽへ「提供依頼書」を提出する

協会けんぽのホームページにある提供依頼書について、定期健診を受けた「健診機関名」と「受診月」をご記入の上、協会けんぽ山口支部までご提出ください。

STEP
2

「健診結果のコピー」と「質問表^(※2)」を提供する

定期健診受診後、「健診結果のコピー」と「質問票」を協会けんぽに提供してください。ただし、一部の健診機関では健診結果を直接協会けんぽへ提供することができるため、事業主様から健診結果のコピー等の提供が不要場合があります。

(※2) 質問票・・・服薬歴や喫煙歴などの質問項目にお答えいただく書類

詳細については協会けんぽ
山口支部のホームページを
ご確認ください

提供依頼書・
質問票の印刷
はこちら▶



健診結果が
直接提供可能な
健診機関はこちら▶



お知らせ

「協会けんぽ山口支部」または「CENTRIC株式会社^(※3)」から
事業所へ文書にて提供依頼する場合があります。

(※3) 協会けんぽ山口支部が当事業を委託している事業者です。

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。
ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに**年間**の上限額が新設されました

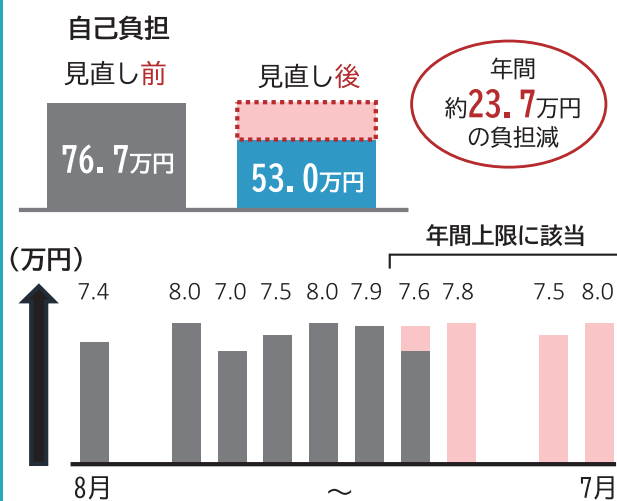
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、**協会けんぽから還付を受けることができます。**

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで「**多数回該当**」に該当しなかった方
- ・見直しにより「**多数回該当**」の対象から外れる方
- ・現在、**毎月高額療養費**を利用している方
- ・極めて**高額な医療**を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方（区分ウの場合）



■ ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

● 多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

● 外来特例（70歳以上で現役並み所得者以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

詳しくは
こちら▶



（協会けんぽHP）

お問合せ

今回の見直しの趣旨等に関するご質問等は、

厚生労働省 コールセンター **0120-617-111** においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



本誌は山口支部HPに掲載しています。事業所内配布等にご活用ください。



（協会けんぽHP）

発行 / 全国健康保険協会山口支部

〒754-8522
山口市小郡柳井田1-1-57 山本ビル第3
TEL：083-974-0530（代表）